

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	宮城県教育委員会
指定したモデル地域名	宮城県亶理郡（亶理町・山元町）

## 概 要

モデル地域の構成（平成 25 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
宮城県教育委員会	高等学校 73 校，特別支援学校 20 校
亶理町教育委員会	小学校 6 校，中学校 4 校
山元町教育委員会	小学校 4 校，中学校 2 校

## 【事業概要】

### 1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

#### ① コンパクトな学区

亶理郡（亶理町，山元町）には小・中学校が合わせて 16 校（亶理町 10 校，山元町 6 校）あり，規模の大きい学区ではないことから，常に友達と交流することができ，児童生徒の仲間意識も高い。

#### ② 地域のつながり

亶理郡においては，特別支援教育における専門性の向上を図ることを目的として，亶理・山元地区特別支援教育連絡会や研修会を行っており，亶理郡内の学校に在籍する，特別な支援を必要とする児童生徒の多様なニーズにも柔軟に対応している。

### 2. 取組の概要

#### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

- モデル地域での特別支援教育の一層の推進に向けて，本モデル事業での研究内容の検討や情報共有を図るための場として，研究運営協議会や交流及び共同学習研究ワーキング部会（以下「研究ワーキング部会」という。）を開催した。

研究運営協議会では，モデル地域での交流及び共同学習の取組やより充実した支援につなげるための方向性について，適宜指導・助言を行った。研究ワーキング部会では，研究内容の方向性の確認，授業場面において合理的配慮を実践しているケースの視察・助言，研究後の事後検討会の開催など，モデル地域での研究を円滑に進めて，地域全体での支援体制の充実につなげていけるように取り組んだ。

- また，居住地校交流の実施に係る事務処理を行うなど，円滑な事業実施に努めた。

#### 【モデル地域内における取組】

特別支援学校は、受入れ校への居住地校交流の依頼・報告、個人ファイル及び交流時の参考となる資料の準備など、居住地校交流の実施前計画を立てるとともに、実際の活動の進捗状況や実施計画書等を確認し、2か月に一度のペースで、県に対して居住地校交流の実施報告を行った。

特別支援学校は個人ファイル内の個人資料を作成し、居住地校交流開始前に受入れ校担任と話し合い、年間計画を作成した。また、居住地校交流の際には、受入れ学級担任と電話やFAX等で詳細な活動内容を決定し、居住地校交流学習実施計画書（以下「交流実施計画書」という。）を作成した。交流実施計画書は、受入れ学級担任と保護者へ配付し、それぞれが共通理解して居住地校交流を実施できるようにした。

本研究では、受入れ校の特別支援教育コーディネーターが交流及び共同学習研究ワーキング部員となり、受入れ校での居住地校交流の推進及び連絡・調整役を果たした。

受入れ校と特別支援学校との打合せ後に、実施計画書を作成し、受入れ学級担任と保護者に配付することで、担任、保護者が共通理解の下、より充実した支援につながられるような体制を整えた。また、交流実施計画書の中に、対象児童生徒への合理的配慮の観点可能な限り取り入れたことで、個別の教育的ニーズに沿った交流及び共同学習を進めることができた。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

##### ○ ネットワークの構築について

研究運営協議会及び研究ワーキング部会を立ち上げたことにより、モデル地域での研究の計画・運営を円滑に進めることができた。また、運営協議員からの専門的な見地に立った助言により、インクルーシブ教育システムに関する理解を深めながら、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに沿った形での研究を進めることができた。

また、本研究を進めるに当たり、受入れ校の特別支援教育コーディネーターが交流及び共同学習研究ワーキング部員となり、受入れ校での居住地校交流の推進役や連絡・調整役を担うことで、円滑な居住地校交流を進めることができた。

##### ○ 居住地校交流実施前の準備について

居住地校交流に携わる関係者を対象とした全体説明会では、居住地校交流に関する研修を実施したり、特別支援学校と受入れ校両校における行事等を照らし合わせた年間計画を作成したりするなど参加者全員の共通理解の下に、居住地校交流をスムーズに行うために必要な体制を整えることができた。

##### ○ 合理的配慮を取り入れた計画・授業の実施

インクルーシブ教育システムの研修を通して、一人一人の教育的ニーズを踏まえた合理的配慮の理念について理解し、実際の交流の場面での効果的な支援の充実につなげることができた。また、活動前に作成する交流実施計画書の中に合理的配慮

の観点を取り入れたことで、特別支援学校と受入れ校の担任が児童生徒の合理的配慮について共通理解を図りながら、教育的ニーズに応じた支援の充実につなげることができた。

○ 交流及び共同学習の推進

継続して居住地校交流に取り組んでいる児童生徒同士は、これまでの活動の積み重ねから良好な関係が築かれており、特別支援学校の児童生徒と受入れ校の児童生徒が自然に交流する姿が日常的に見られるようになってきた。

また、居住地校交流を紹介する場面や地域支援便りの配付等を通して、障害のある児童生徒への理解・啓発を促し、地域全体での理解推進につなげることができた。

また、合理的配慮の観点を取り入れた居住地校交流を実施した後に開催した事後検討会においては、対象児童生徒及び受入れ校の児童生徒の変容等も踏まえながら、効果的な指導方法や使用した教材等について整理をしたり、より充実した支援を行うための課題を洗い出したりするなどして、地域全体での特別支援教育の充実に生かせるようにした。

【課題】

今後、本研究を通じて得られた専門的な知見を、多様化する障害種や一人一人異なる教育的ニーズに応じた支援にどのように応用していくことができるかを検証して、地域全体での支援の充実を図りたい。